

## 神戸市障害児通所給付費等の支給に関する要綱

平成 18 年 9 月 29 日制定

神戸市福祉局長決定

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「政令」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費及び本市が別に支給する給付費（以下「本市給付費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支給の申請)

第 2 条 障害児の保護者は、法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する障害児通所給付費の支給、同条第 2 項に規定する利用者負担額の減額又は免除、法第 21 条の 5 の 28 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療費の支給、同条第 2 項に規定する利用者負担額の減額又は免除、法第 24 条の 2 第 1 項に規定する障害児入所給付費の支給、同条第 2 項に規定する利用者負担額の減額又は免除、法第 24 条の 7 第 1 項に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給、法第 24 条の 20 第 1 項に規定する障害児入所医療費の支給、同条第 2 項に規定する利用者負担額の減額又は免除、法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費の支給及び本市給付費の支給に伴う利用者負担額の減額又は免除を受けようとするときは、児童相談所長又は福祉事務所長（以下「児童相談所長等」という。）に様式第 1 号による申請書を提出しなければならない。

2 児童相談所長等は、前項の規定により障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児の保護者に、法第 21 条の 5 の 7 第 4 項の規定により様式第 2 号による通知書を交付し、法第 6 条の 2 第 7 項に規定する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

3 前項による通知書を交付された障害児の保護者は、様式第 3 号による届出書及び障害児支援利用計画案（省令第 18 条の 14 に規定する場合であつて、前項に規定する障害児支援利用計画案に代えて省令第 18 条の 15 に規定する障害児支援利用計画案を提出することができるものとする。）を児童相談所長等に提出しなければならない。

4 児童相談所長等は、必要があると認めるときは、前項の届出書に記載のある指定障害児相談支援事業者（法第 24 条の 26 第 1 項に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、様式第 2 号の 2 及び様式第 2 号の 3 を通知することができる。

### (支給の要否の決定)

第 3 条 児童相談所長等は、障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児相談支援給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）を支給する旨の決定（以下「給付決定」という。）を行ったときは、前条第 1 項の申請を行った障害児の保護者（第 3 項において「申請者」という。）に様式第 4 号による通知書及び様式第 5 号による受給者証（法第 21 条の 5 の 7 第 9 項に規定する通所受給者証及び法第 24 条の 3 第 6 項に規定する入所受給者

証をいう。以下同じ。)を交付するものとする。

- 2 児童相談所長等は、給付決定に係る障害児が法第 21 条の 5 の 28 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療及び法第 24 条の 20 第 1 項に規定する障害児入所医療を受けようとするときは、当該給付決定を受けた障害児の保護者（以下「給付決定保護者」という。）に様式第 6 号による医療受給者証を交付するものとする。
- 3 児童相談所長等は、障害児通所給付費等を支給しない旨の決定を行ったときは、申請者に様式第 7 号による通知書を交付するものとする。

#### （利用者負担額の特例）

第 4 条 同一の月における障害児通所給付費、法第 21 条の 5 の 4 第 1 項に規定する特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費について法、政令及び省令の規定により算出された利用者負担額、医療費及び食費（法第 43 条に規定する児童発達支援センターにおいて提供される食事に係る費用に限る。施設が個別に設定する給食費実費から食事提供加算（「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）に準じて算定した額。）を控除して得た額をいう。）の合計額（以下「合計負担額」という。）が別表に規定する額よりも高い場合は、当該合計負担額の上限は、同表に規定する額とする。

#### （給付決定の取消し）

第 5 条 児童相談所長等は、法第 21 条の 5 の 9 第 1 項及び法第 24 条の 4 第 1 項の規定により給付決定を取り消したときは、給付決定保護者に様式第 8 号による通知書を交付するものとする。ただし、支給決定の一部のみを取り消す場合は、様式第 8 号に代えて様式第 9 号による通知書を交付するものとする。

#### （支給決定の変更の申請）

- 第 6 条 給付決定保護者は、現に受けている給付決定に係る支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、申請した児童相談所長等に様式第 10 号による申請書を提出しなければならない。
- 2 前項の規定により障害児相談支援給付費の支給に係る事項を変更しようとする給付決定保護者のその他必要な手続きは、第 2 条第 2 項から第 4 項の規定を準用する。
  - 3 児童相談所長等は、第 1 項の申請に基づき支給内容を変更する旨の決定を行ったときは、第 1 項の申請を行った給付決定保護者に様式第 11 号による通知書を交付するものとする。

#### （申請内容の変更の届出）

- 第 7 条 給付決定保護者は、法第 21 条の 5 の 7 第 8 項に規定する通所給付決定の有効期間及び法第 24 条の 3 第 6 項に規定する給付決定期間内において、当該給付決定保護者の氏名その他申請内容を変更したときは、速やかに、申請した児童相談所長等に様式第 12 号による届出書を提出しなければならない。
- 2 給付決定保護者は、省令第 25 条の 26 の 3 第 3 項に規定する支給期間において、第 2 条第 3 項の届出書に記載のある指定障害児相談支援事業者を変更したときは、速やかに、届け出た児童

相談所長等に様式第3号による届出書を提出しなければならない。

(受給者証の再交付の申請)

第8条 給付決定保護者は、受給者証及び医療受給者証の再交付の申請をしようとするときは、申請した児童相談所長等に様式第13号による申請書を提出しなければならない。

(特例障害児通所給付費の支給)

第9条 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、市長に様式第14号による申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する支給の要否を決定したときは、同項の申請を行った障害児の保護者に様式第15号による通知書を交付するものとする。

(高額障害児通所給付費等の申請)

第10条 給付決定保護者は、法第21条の5の12第1項に規定する高額障害児通所給付費及び法第24条の6第1項に規定する高額障害児入所給付費の支給を受けようとするときは、市長に様式第16号による申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する支給の要否を決定したときは、同項の申請を行った給付決定保護者に様式第17号による通知書を交付するものとする。

(施行の細目)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

別表

(単位 円)

階層区分	定義	入所施設	通所施設
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条の規定に基づく支援給付を含む。以下同じ。)の受給世帯	0	0
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C1	A階層及びB階層を除く当該年度分の市町村民税均等割のみ 当該年分の所得税非課税世帯	2,300	1,100
C2	税世帯 当該年度分の市町村民税所得割課税世帯	3,300	1,700
D1-1	A階層及びB階層を除く	8,400以下	4,500
D1-2	当該年分の所得税課税	8,401から12,000まで	4,500
D1-3	世帯であつて、その所得	12,001から15,000まで	5,000
D2-1	税の額の区分が次の区	15,001から20,000まで	6,800
D2-2	分に該当するもの	20,001から30,000まで	7,100
D2-3		30,001から40,000まで	7,800
D3-1		40,001から55,000まで	9,400
D3-2		55,001から70,000まで	10,400

D4—1	70,001 から 101,000 まで	14,500	7,300
D4—2	101,001 から 183,000 まで	14,700	8,100
D5—1	183,001 から 283,000 まで	20,600	10,300
D5—2	283,001 から 403,000 まで	20,600	10,800
D6	403,001 から 703,000 まで	27,100	13,600
D7	703,001 から 1,078,000 まで	34,400	17,200
D8	1,078,001 から 1,632,000 まで	42,500	21,300
D9	1,632,001 から 2,303,000 まで	51,500	25,700
D10	2,303,001 から 3,117,000 まで	61,300	30,600
D11	3,117,001 から 4,173,000 まで	71,900	36,000
D12	4,173,001 から 5,334,000 まで	83,300	41,700
D13	5,334,001 から 6,674,000 まで	95,600	47,800
D14	6,674,001 以上	100,000	50,000

備考

- この表の C1 階層における「均等割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、C2 階層における「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 並びに附則第 5 条の 4 及び第 5 条の 4 の 2 の規定は、適用しないものとする。）をいう。

なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- この表の D1—1 から D14 までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。ただし、同法第 84 条の扶養控除を行う場合は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 84 条の規定の例により算定した金額を控除するものとする。）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- 所得税法第 78 条第 1 項（同項の規定を適用するものとした場合において、同項の特定寄附金が次に掲げる寄附金のいずれかに該当するときに限る。）、第 92 条第 1 項及び第 95 条第 1 項から第 3 項まで

ア 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号に掲げる寄附金

イ 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に掲げる寄附金（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金に限る。）

- 租税特別措置法第 41 条第 1 項から第 3 項まで、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項

- 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号。以下「平成 10 年改正法」という。）附則第 12 条

- この表における「入所施設」とは、障害児入所施設をいい、「通所施設」とは、障害児通所施設をいう。

- 同一世帯から 2 人以上の児童が入所、通所し、又は 2 人以上の児童について措置が採られている場合においては、その月の徴収金基準月額又は利用者負担月額の第 2 子以降の児童については、別表の月額に 0.1 を乗じた額をもつてその児童の徴収金基準月額又は利

用者負担月額とする。

- 5 法，政令及び省令の規定により算出された利用者負担額と別表に規定する額の低い額を福祉部分の上限額とする。ただし、障害児通所施設の場合は、通所定率負担額 16,620 円よりも高い場合は、定率負担額を福祉部分の上限とする。
- 6 食費の上限は、福祉部分が、別表に規定する額より低い場合はその差額とする。福祉部分が、別表に規定する額と同額の場合は零円とする。算出した食費の上限が、支給量から算出した食費負担額よりも高い場合は、支給量から算出した食費負担額とする。ただし、無償化対象の児童の食費の上限は、別表に規定する額とする（なお、第3子以降軽減対象児童の場合は、この限りではない）。
- 7 肢体不自由児通所医療費の上限は、別表に規定する額から福祉部分と食費を差し引いた額と法，政令及び省令の規定により算出された医療費のうち低い額とする。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。